

答 申 第 3 2 9 号  
平成22年9月30日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年9月29日付け管財第532号による下記の諮問について、別紙  
のとおり答申します。

記

平成21年9月2日付けで異議申立人から提起された、平成21年8月20  
日付け管財第497号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対す  
る決定について

諮問第421号

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成21年8月20日付け管財第497号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 個人情報にはあたらない。点検者、測定者の氏名は開示すべきである。
- (2) 県の自家用電気用電気工作物の資料であり個人情報ではない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年7月21日付けで、同日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「千葉県庁の庁舎の自家用電気設備の定期点検報告書H18年、H19年、H20年の3ヶ年分」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を自家用電気工作物点検成績書（千葉県庁本庁舎分）の平成18、19及び20年度分（以下「本件対象文書」という。）と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

3 本件対象文書について

平成18年度から20年度にかけて実施した千葉県庁（本庁舎、中庁舎、議会棟）に係る定期点検の点検成績書であり、各庁舎を部分停電し、計器測定等を実施した結果を取りまとめたものである。

同定期点検は、千葉県自家用電気工作物保安規程（昭和53年千葉県規則第82号）に基づき、各年度ごと、自家用電気工作物保安業務委託契約により行われたものである。

各点検成績書及び試験記録には、点検者及び測定者の氏名の記載と個人

の印鑑の押印がある。

#### 4 条例第8条第2号該当性について

点検成績書に記載のある点検者及び測定者の氏名及び個人の印鑑の印影は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。点検者等は、自家用電気工作物保安業務委託の受注者の従業員であり、受注者の代表者又は同委託契約における代理人でもないため、事業を営む個人にはあたらない。

同点検成績書記載の点検者等の氏名及び個人の印鑑の印影は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないので、条例第8条第2号ただし書きのイに該当しない。

また、同点検成績書記載の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められている情報ではないので、条例第8条第2号ただし書きのロに該当しない。

当該点検者等は、前述のとおり、条例第8条第2号ただし書きのハに規定する公務員等に該当しないので、条例第8条第2号ただし書きのハに該当しない。

同点検成績書は、前述のとおり、業務委託契約により行われた点検の結果をまとめたものであり、食糧費の支出に伴う懇談会、説明会等に係る情報ではないため、条例第8条第2号ただし書きのニに該当しない。

#### 第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

##### 2 本件対象文書について

- (1) 実施機関及び業務を受託した者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第19条第1項の規定による巡視、点検及び測定業務について自家用電気工作物保安業務（その1）に係る業務委託契約書を締結している。
- (2) 本件対象文書は、当該契約書第1条に規定する自家用電気工作物保安業務委託仕様書13（4）の日常点検及び定期点検の結果報告様式により作成されたものである。
- (3) 本件対象文書に記録された点検者及び測定者は、同仕様書3（2）により、受託業務に従事し保安業務補助者を監督・指揮する者の場合にあつては、電気主任技術者免状を交付されている者、同仕様書3（3）により、保安業務従事者の指示に従い受託業務に従事する者の場合にあつ

ては、次のいずれかに該当する資格を有する者とされている。

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第3項に定める  
第1種電気工事士免状を有する者

イ 工業高等学校又はこれと同等以上の教育施設の電気科を卒業した者

ウ 電気設備の工事、維持又は運用の経験を5年以上有する者

### 3 条例第8条第2号該当性について

(1) 本件対象文書には、点検者及び測定者の氏名及びその印影が記録されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 当該点検者及び測定者は、自家用電気工作物保安業務を受託した者の従業員であり、上記2(3)のとおり免状を交付されている者及び資格を有する者とされている。

そして、当該業務を受託した者の従業員の氏名は公にされていない。

また、電気主任技術者免状を交付されている者、第1種電気工事士免状を有する者、工業高等学校又はこれと同等以上の教育施設の電気科を卒業した者及び電気設備の工事、維持、又は運用の経験を5年以上有する者の氏名は、電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気工事士法、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）その他法令等の規定により、公にすることとされておらず、現に公にされていない。

したがって、点検者及び測定者の氏名及びその印影の情報は、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しない。

(3) したがって、本件対象文書に記録された点検者及び測定者の氏名及びその印影は、同号に規定する不開示情報に該当する。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

### 第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成21年 9月30日	諮問書の受理
平成21年11月 9日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年 4月27日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年 6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野 善房	弁護士	
福武 公子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成22年6月29日現在)